

工事成績採点表(完成・一部完成・既済・中間)

※該当する検査を必ずチェックすること。

- | | |
|---|---|
| <p>○ 完成</p> <p>○ 一部完成</p> <p>○ 既済</p> <p>○ 中間</p> | <p>● 完成検査で過去に既済、中間を実施している場合は、評定点等を手入力すること。</p> <p>なお、過去に3回以上ある場合は、対応していないので平均値を計算して手計算すること。</p> <p>過去に一部完成があった場合の、完成時の評定点には対応していないので、完成検査時の評定点を本採点表で求めた後、その都度、請負額に占める対象金額の加重平均により手計算すること。</p> |
|---|---|

別表第1

履行名称		契約金額(最終)										円					検査日									
請負者名		案件番号					履行期間					～					完成年月日									
検査項目		監督員					総括職員					検査員(完成)														
		氏名		印			氏名		印			氏名		印			氏名		印							
項目	細別	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e	a	b	c	d	e
1. 施工体制	I. 施工体制一般		+1.5	0	-5.0	-10.0																				
	II. 配置技術者	+3.0	+1.5	0	-5.0	-10.0																				
2. 施工状況	I. 施工管理		+1.5	0	-5.0	-10.0																+5.0	+2.5	0	-7.5	-15.0
	II. 工程管理	+1.0	+0.5	0	-5.0	-10.0	+10.0	+5.0	0	-7.5	-15.0															
	III. 安全対策	+2.0	+1.0	0	-5.0	-10.0	+15.0	+7.5	0	-7.5	-15.0															
	IV. 対外関係	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																				
3. 出来形 及び 出来ばえ	I. 出来形	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																+10.0	+5.0	0	-10.0	-20.0
	II. 品質	+2.0	+1.0	0	-2.5	-5.0																+15.0	+7.5	0	-12.5	-25.0
	III. 出来ばえ																					+5.0	+2.5	0	-5.0	
4. 工事特性	I. 施工条件等への対応 ※2	+13.0~0																								
5. 創意工夫	I. 創意工夫 ※3	+7.0~0																								
6. 社会性等	I. 地域への貢献等 ※4						10.0	+5.0	0																	
加減点合計 (1+2+3+4+5+6)		点					点					点					点									
評定点(65点±加減点合計) ※1		① 点					② 点					③ 点					④ 点									
評定点計		点 ○既済部分(中間)検査があった場合: (①*0.4+②*0.2+③*0.2+④*0.2) = 評定点計 ※但し、③(既済、中間)が2回以上の場合は平均値 ○既済部分(中間)検査がなかった場合: (①*0.4+②*0.2+④*0.4) = 評定点計																								
7. 法令遵守等 ※7							点																			
評定点合計 ※8		点 ○評定点計 + 7. 法令遵守等																								
所見 ※5		【監督員】 □										【総括職員】 □										【検査員】 □				

- ※1 1～3の評定(65点±加減点合計) + 4, 5, 6の評定(加減点合計) = 評定点
各評定点(①～④)は、小数点以下第1位まで記入する。
- ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、作業環境・社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
- ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。
- ※4 4.、5.、6.、は加減点評価のみとする。
- ※5 所見は必ず記載する。
- ※6 各検査項目毎の採点は、監督員は別紙-1、総括職員は別紙-2、検査員は別紙-3によるものとし、検査員の評価に先立ち、監督員及び総括職員が記入する。
- ※7 法令遵守等の評価は減点評価のみとし、総括職員が行う。
- ※8 評定点合計は、小数点以下第1位までとする。